

# 『史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画』運用指針

平成22年11月19日

小田原市教育委員会

## 1 運用指針の位置付け

この運用指針は、『史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画』（以下『植栽管理計画』という。）を具体的にどのように進めていくのか、その方針を定めたものです。

## 2 理念

城址公園における植栽管理の統一的な考え方を示した植栽管理計画に基づき、史跡と緑の共生を図りながら適切に植栽管理作業を進めます。

## 3 組織

### (1) 植栽専門部会の設置

史跡の整備及び植栽管理計画において短期実施計画に位置付けた植栽管理作業を具体的に進める組織として、史跡小田原城跡調査・整備委員会のもとに植栽専門部会を設置します。

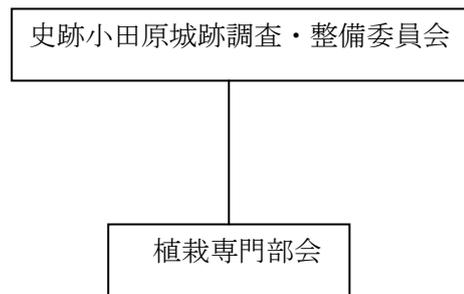
### (2) 委員の構成

植栽専門部会は史跡小田原城跡調査・整備委員会の、城郭・都市工学・造園を専門とする委員のほか、植物、環境、造園技術等の分野の専門家、市民で構成します。

### (3) 設置時期

平成22年度に設置します。

※（今年度中のできるだけ早い時期に設置します。）



図：組織の構成

## 4 今後の進め方

### (1) 植栽専門部会での検討

#### ア 史跡整備

今後の史跡整備における植栽のあり方については、今ある樹木を1本1本どのようにしていくのか、また新たな植栽をどのようにしていくのかなど、計画の策定段階から植栽専門部会において協議し、史跡の整備計画案に反映していきます。

#### イ 短期実施計画

短期実施計画に位置付けた樹木については、植栽専門部会においてどこから行うか協議のうえ、1本1本現地で具体的に検証し、実施計画案をまとめます。

(2) 市民意見の集約

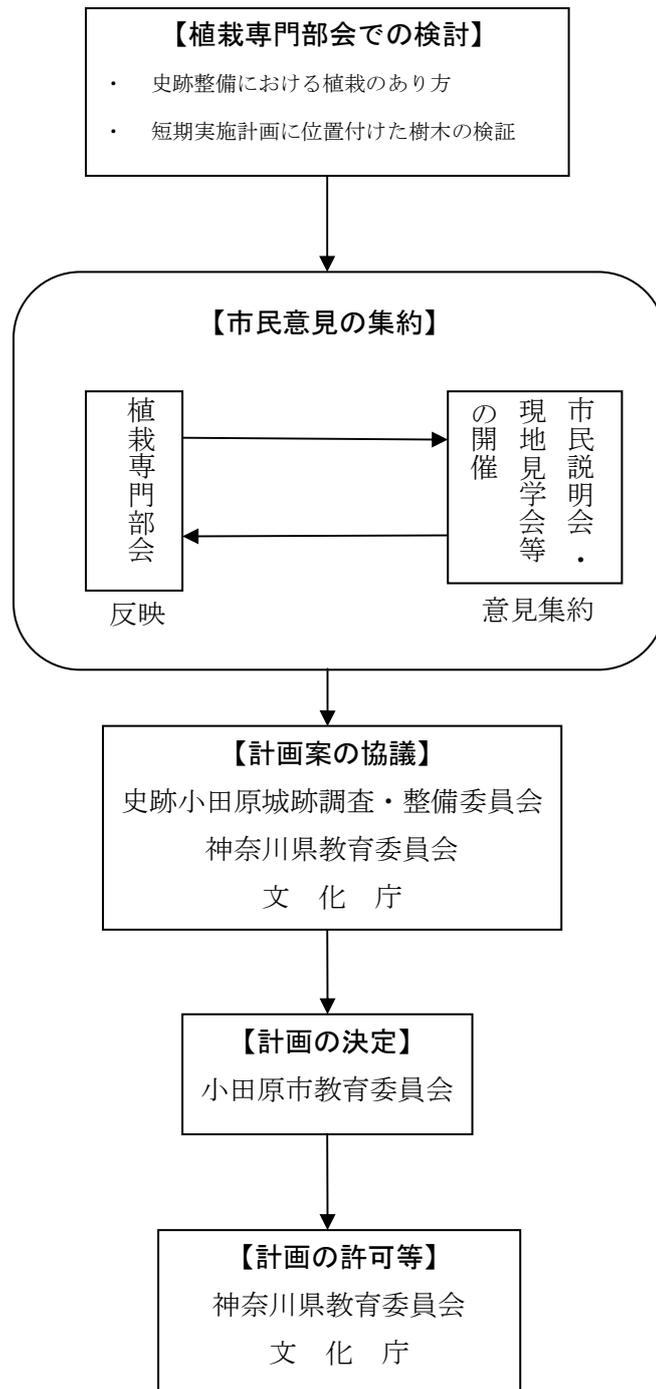
植栽専門部会が取りまとめた計画案については、市民説明会や現地見学会を開催し、市民の意見や提案を集約し可能な限り反映させます。

(3) 調査・整備委員会等への協議

こうした過程を経て練り上げた計画案を史跡小田原城跡調査・整備委員会、神奈川県教育委員会、文化庁と協議し、その成果をもって市教育委員会が成案とします。

(4) 文化庁、神奈川県教育委員会の許可等

計画のうち現状変更許可申請が必要な場合は、神奈川県教育委員会を通じ文化庁の許可を得ます。



図：実施計画策定の流れ